

訪問看護ステーション Color 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社 COLO 訪問看護ステーション Color(以下「ステーション」という)が行う訪問看護の事業(以下「事業」という)は、ステーションの看護師などが要介護状態または要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた精神障害者及び高齢者に対し、その療養生活を支援する。精神の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条

- 1、ステーションの訪問看護師などは、要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るよう支援する。
- 2、事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

この事業所の所在地は次の通りとする。

事業所名称 訪問看護ステーション Color

所在地 福岡県久留米市中央町 19-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1、管理者はステーションの従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用に係る調整、主治医との連携・調整、業務状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2、看護師等 看護師 6名(常勤:4名 非常勤2名)

作業療法士 6名(常勤:3名 非常勤3名)

理学療法士 2名(常勤:1名 非常勤1名)

看護師などは、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師などは指定訪問看護及び指定介護訪問の提供にあたりその他必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

1、事業所の営業日は月曜日から土曜日までとする。

2、営業時間は午前 8:30 から午後 5:30 までとする。

3、電話などにより緊急時の連絡対応が可能な体制とする。

4、営業日以外でも緊急時及び必要時は対応可能な状態とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条

- 1、症状、服薬の観察
- 2、症状の自己コントロールへの支援
- 3、日常生活の支援
- 4、経済面の相談及び社会資源活用への支援
- 5、療養上の世話及び支援
- 6、認知症・精神障害者へのケア
- 7、リハビリテーション看護
- 8、褥瘡予防、処置
- 9、カテーテルなどの管理
- 10、その他医師の指示による医療処置

(利用料など)

第7条

- 1、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法的受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額による。

なお、健康保険の場合は診療報酬の額による。保険適応外の対応については別途料金を徴収する。

- 2、次条の通常事業の実施地域を超えて行う場合は指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

3、その他

①ご遺体のケア 10,000円

②日常生活上必要な物品は実費負担とする。

※前2項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は原則久留米市内とする。

※その他地域では応相談

(緊急時などにおける対応方法)

第9条

- 1、看護師などは、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の症状の急変、その他の緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2、看護師などは、前項についてしかるべき処置をした場合、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 1、ステーションは看護師などの資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。
 - ①採用時研修 採用後1か月以内
 - ②継続研修 1か月1回以上

- 2、従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、従業者でなくなっても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約とする。
- 4、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 COLO と管理者との協議について定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条

ステーションは、虐待の発生時又はその再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 2、虐待防止のための指針を整備する。
- 3、看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4、前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5、ステーションはサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。